

様式第2（第5条関係）

誓約書

年 月 日

犬山市長

誓約者

自署 \_\_\_\_\_

さくらねこチケットの交付及び捕獲器の貸出しの申出に当たり、次の事項について誓約します。

誓約事項

- ・ 愛知県作成の「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」を理解した上で、地域猫活動に使用します。
- ・ 公益財団法人どうぶつ基金の「行政枠同意事項」及び「犬山市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱」を遵守します。
- ・ 不妊手術は、飼い主がいない猫に限り、受けさせます。
- ・ 不妊手術をした猫については、耳カットの措置を講じた上で、地域猫として継続して見守ります。
- ・ 置き餌をせず、しっかり餌の回収を行うなど適切な餌やりを行います。
- ・ トイレの設置場所を選定し、清掃をしっかりと行います。
- ・ 地域猫活動に関連して生じた問題については、当事者間で解決を図り、市は責任を負わないことを了承します。なお、市に苦情等の申し入れがあった場合は、市が申入者へ申出者の連絡先を伝えることに同意します。
- ・ さくらねこチケットの交付及び捕獲器の貸出しを申出することについて、団体の構成員全員から承諾を得ています。（団体の場合のみ）
- ・ 地域猫活動を行うに当たり、活動地域の町内会（自治会）及び地域の住民に対して説明をした上で、活動を開始します。
- ・ 地域猫活動に対する地域の住民等の理解を深めるよう、今後も継続的に当該地域猫活動の趣旨及び内容の周知並びに活動報告を行うとともに、地域のルールに基づき、適切な地域猫活動を行います。
- ・ 暴力団又は暴力団員若しくはその利益となる活動を行う者ではありません。